

**「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業」業務委託
事業者募集要項**

1. 趣旨

飲食店・宿泊施設に対して適切な感染防止対策を促すことにより、利用者に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業」業務

(2) 委託内容

- ・ 認証制度の運營業務
 - (ア) 事業周知等に係る業務
 - (イ) 認証業務の運用
 - (ウ) 管理運營業務
 - (エ) その他

※詳細は別紙「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業」業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に記載。

(3) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(4) 委託料上限額

154,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度とする。

(5) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課
電話番号 0742-27-8681
F A X 0742-22-0300

(2) 参加表明書(様式1)の提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年3月22日(火)午後4時まで
- イ 提出先 担当部局に同じ
- ウ 提出方法 持参又はFAX(FAXの場合は送信後、必ず電話にて送付した旨連絡のこと。)

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年3月23日(水)正午まで

イ 提出先 担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送に限る

- ・持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除く。）とする。なお、令和4年3月23日（水）については、正午までとする。
- ・郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

(ア) 参加申込書兼事業者概要書（様式2）【原本1部】

- ・会社概要等を添付すること。

(イ) 企画提案書（様式任意 サイズはA4又はA3）

【企画提案書：原本1部とコピー6部】

【添付資料：原本1部とコピー6部】

※企画提案書については、提案者を判読できるような記載や用紙の使用は行わないこと。ただし、原本の1部のみは、企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

- ・企画提案書については、「1. 趣旨」及び仕様書を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

○類似業務受注実績（様式3）

- ・業務実績については、過去5年以内とする。
- ・成果物など参考となるものがあれば添付すること。

○委託業務実施体制（様式4）

- ・業務全体取組体制
- ・統括責任者などの取組体制及び各員の類似業務の実務経験等

○業務についての提案

- ・「3.（4）業務についての提案」を参照

○事業完了に至るまでのスケジュール

○見積書（様式任意）

- ・宛先は「奈良県知事 荒井 正吾」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）
- ・委託上限額を上限とする見積書を提出すること。

(4) 業務についての提案

○認証制度の事業周知

申請対象者等への周知方法は具体的であり、効果的か。

○認証制度の事業実施方法

申請内容の審査、現地確認及び問合せ等への対応を適切かつ効率的に行うことが可能か。

(5) 説明会

実施しない。

(6) 質問の受付

- ア 受付期間 令和4年3月17日(木)午前9時から
令和4年3月18日(金)午後4時まで
- イ 質問先 担当部局に同じ
- ウ 受付方法 「質問票」(様式5)に質問事項を記載のうえ、FAXにて送信し、電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話など口頭による質問は受け付けない。
- エ 回答方法 インターネットホームページ「奈良県消費・生活安全課」内に掲載する。個別には回答しないものとする。なお、質問者名は明示しない。

4. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

ア 企画提案書等の評価は、「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業」業務委託事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。))により、次の評価項目について採点を行い、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上のうえ、最も評価の高い提案者で、かつ、委員会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。

提案者が1者の場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上で、かつ、委員会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。

なお、審査は非公開とする。

		評 価 項 目	配点割合
【実施方針】	事業の趣旨・目的を理解した提案となっているか	事業の趣旨・目的について、仕様書に合う正確な理解をした提案となっているか。	5%
【実施体制】	事業実施にあたり、十分な実績とノウハウを有するとともに、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か	事業実施にあたって十分な実績を有しているか。	5%
		本業務を遂行するのに必要十分な実施体制となっており、県と綿密に連携するための手法について提案されているか。	10%
		業務実施に必要な全体スケジュールを十分把握し、適正で実現可能なものとなっているか。	10%
【事業周知】	申請対象者等への周知方法は具体的であり、効果的か	各種広報ツールの選択、その内容やデザインは、申請対象者の認証取得を促すものとなっているか。	10%
		認証施設の告知の手法は、飲食店等の利用者に分かりやすく、訴求力のあるものとなっているか。	10%
【事業実施方法】	申請内容の審査、現地確認及び問合せ等への対応を適切かつ効率的に行うことが可能か	申請内容の審査、訂正連絡、問合せ対応を適切に実施することができるか。	15%
		現地確認について、認証基準を熟知し、計画的・効率的に実施することができるか。	15%
		状況の変化に応じ、集中的に対応すべき業務を見極め、柔軟かつ機動的に対応することができるか。	10%
【経費】	見積積算に妥当性があるか	経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った金額となっているか。	10%

イ 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

ウ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、令和4年3月25日(金)に行う予定。時間等詳細は、後日プレゼンテーション参加者に対して通知する(令和4年3月24日頃に通知を予定)。

(2) 事業者との契約

ア 上記4(1)により、契約候補者として選定された者が受託候補者となり業務委託契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は提案が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。

イ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

ウ 契約を締結する場合、契約保証金を納付する必要がある。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号該当する場合は、免除することができる。

エ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。

オ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

(ア) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(ア)から(オ)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記(カ)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

(1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。

(2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(3) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、3（1）担当部局の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。